

## 徳島市民病院セカンドオピニオン外来実施要綱

### 1 セカンドオピニオン外来の実施について

#### (1) 趣旨

患者本人等が現在受けている主治医の診断や治療方法等について、主治医以外の医師に相談して、意見や助言を求めることにより、患者の治療に対する自己決定権を確立するとともに、医療の透明性を高めるためにセカンドオピニオン外来を実施するものとする。

#### (2) 対象診療科

内科、外科、脳神経外科、整形外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、放射線科（放射線治療）

#### (3) 対象者

本人又は本人の意思を代行できる者（家族等）で、現在受診中の医療機関の紹介状を提示できる方。

#### (4) 診療情報の提示

セカンドオピニオンは、患者本人からの話や主治医から提示のあった診療情報（検査結果・画像データ等）の範囲で判断するため、主治医作成の診療情報提供書に基づき、提出可能な診療情報の提示を必要とする。

#### (5) セカンドオピニオンの内容

セカンドオピニオンは、相談者から提出のあった診療情報に基づき治療について意見を述べるもので、新たな検査や治療を行うものではない。また、転医を目的とするものでない。

#### (6) 主治医への報告

セカンドオピニオンの内容は、当該主治医に書面で報告する。

#### (7) 実施方法

実施については、予約制とする。予約の受付は、患者支援センターで行う。

#### (8) 担当医師及び診療日時の決定

セカンドオピニオンを希望する患者及びその家族等から患者支援センターに申し出があった場合、院長、副院長及び該当科の総括部長と協議の上、セカンドオピニオン担当医師及び予約日時の調整を行う。原則は院長、副院長及び該当科の総括部長が担当する。

#### (9) セカンドオピニオン受診時間

受診時間は、報告書作成に要する時間を含み、1時間以内とする。

### 2 セカンドオピニオン外来料金について

本人又は本人の意思を代行できる者（家族等）とも自費で、一律10,470円（消費税含む）とする。

### 3 施行日

このセカンドオピニオン外来実施要綱は、平成20年2月1日から施行する。

このセカンドオピニオン外来実施要綱は、平成26年4月1日から施行する。

このセカンドオピニオン外来実施要綱は、平成28年4月1日から施行する。

このセカンドオピニオン外来実施要綱は、平成30年1月1日から施行する。

このセカンドオピニオン外来実施要綱は、令和元年10月1日から施行する。